

■米国：ウエスチングハウス社、連邦破産法 11 条を申請

米国ウエスチングハウス (WH) 社は 2017 年 3 月 29 日、米連邦破産法 11 条 (日本の民事更生法に相当) の適用をニューヨーク州南部地区連邦破産裁判所に申請したと公表した。WH 社は、世界で最初に加圧水型原子炉の商業化に成功し、世界中で運転されている原子炉の約半数は同社の技術をベースにしていると言われる程、世界の原子力開発をリードしてきた。現在、最新式 AP1000 型原子炉を米国南部のボーグルと VC サマーの 2 カ所計 4 基建設中で、工期遅れにより、建設費が当初の想定より大幅に上回り、経営が悪化していた。WH 社の発表では、8 億ドルの DIP (Debtor in Possession、占有を継続する債務者) ファイナンスを得て、再建を目指すとしている。初期評価中は懸案の米国 AP1000 プロジェクトも継続することで客先と合意しているとされるが、裁判所の判断次第で、予断を許さない状況になっている。東芝は 2006 年、WH 社を買収し日米を跨ぐ世界最大の原発メーカーになったが、今回の WH 社の経営悪化で本体の経営も大きく毀損した。また、懸案のボーグル原発建設には、米国連邦政府の 83 億ドルの融資保証がされており、今後の推移や連邦破産裁判所の判断、東芝本体の経営動向に世界中が注目している。(DIP Finance : 民事更生法等を申し立てた倒産企業が、申立直後から再建計画認可までの期間において、運転資金を調達できずに、事業の継続が困難な場合に、この事業の価値を維持させる一時的な運転資金融資のこと。)